

## 学校における合理的配慮

「時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A」別冊 Q&Aと併せて読んでほしい資料  
青森県総合学校教育センター特別支援教育課  
<https://ts.edu-c.pref.aomori.jp/reaserch/tokugaku-qa>



※関連部分を抜粋

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。学校における合理的配慮とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障害のある子供達に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であるとされています（中央教育審議会初等中等教育分科会、2012）。

例えば、肢体不自由のあるAさん本人及び保護者から「一人で活動場所に移動したいけれど、足が不自由なので、階段が上りにくい。学校のすべての階段に手すりを付けてほしい。」という訴えがあれば、学校は変更及び調整が可能か検討した上で、配慮内容について、本人及び保護者との合意形成を図ることとなります。このケースでは、その学校の設置者及び学校にとって、手すりをすべての階段に付けることが過度の負担に当たる場合、手すりを付ける代わりに、「可能な限り活動場所を一階にする」等の配慮を提案することなどが考えられます。

これは、合理的配慮の概念をイメージするための簡単な例ですが、より実践的な事例を知りたい方は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が作成したホームページ「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（通称：インクルDB）」をぜひ御覧ください。400件以上の合理的配慮の実践事例について、障害種、校種（在籍状況）、学年、合理的配慮の観点等から検索して読むことができます。

【文献】中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。

### （参考）

- ・インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）（国立特別支援教育総合研究所）  
<https://inclusive.nise.go.jp/>



- ・障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府）  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

